

被保護者就労準備支援事業業務委託プロポーザル実施要項

1. 事業目的

本事業は、生活保護受給者のうち就労経験がない・長期にわたり未就労であるなど就労に対する課題の多い者に対し支援を行う。個別相談・ボランティア体験・農業体験等を通じて就労意欲の喚起を図るとともに、社会との繋がりを回復させ就労までの支援を一貫して行い、自立を助長することを目的とする。なお、本事業は平成 23 年 10 月より実施している。

2. 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 被保護者就労準備支援事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「被保護者就労準備支援事業業務委託概要書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（※1 2（3）参照） |
| (4) 委託料の上限 | 19,008 千円予定（消費税込み） |

3. 参加要件

応募資格については、以下のすべてを満たしている者であること。

- (1) 基本的要件
 - ① 本事業の趣旨及び生活保護法について十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
 - ② 都内の生活保護担当課において被保護者の就労準備支援の受託実績があること。
- (2) 参加要件資格
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - ② プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、豊島区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）による入札参加除外措置を受けていないこと。
 - ③ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
 - ④ 過去 2 年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状況にないこと。
 - ⑤ 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又は ISO27001 を取得し、現在も保持していること。または、資格を取得しない理由がある場合には、上記資格に準ずる内規を定め、管理を行うなどの措置を講じていること。

4 スケジュール

区分	スケジュール等
① 募集要項の公表	令和3年9月1日(水)～令和3年9月21日(火)
② 参加意向申出等の受付	令和3年9月1日(水) ～令和3年9月21日(火)必着
③ 参加資格確認結果通知	令和3年9月28日(火)
④ 質問書受付期間	令和3年9月17日(金)～令和3年9月30日(木) 午後5時
⑤ 質問書回答	令和3年10月7日(木)までに電子メールで回答
⑥ 企画提案書受付期間	令和3年10月11日(月) ～令和3年10月15日(金) ※受付時間：午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)
⑦ 一次審査結果通知	令和3年11月2日(火)を予定
⑧ 二次審査 (プレゼンテーション)	令和3年11月16日(火)を予定
⑨ 二次審査結果通知	令和3年11月下旬予定

5 参加手続き

参加を希望する者は、下記書類を提出してください。

(1) 受付期間 令和3年9月21日(火)必着

(2) 提出方法 簡易書留(持参不可)

※簡易書留によらない郵送での事故については責任を負いません。

(3) 提出書類

※2部提出となっているものは、1部原本・1部コピーでも可

提出書類	部数	記入内容及び注意事項
①参加意向申出書	1部	・所定の様式(ダウンロードしてください)
②財務諸表 (直近のもの)	株式会社	2部 ・損益計算書 ・貸借対照表
	NPO法人等	2部 ・貸借対照表 ・資金収支計算書 ・資金収支決算内訳表 ・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表 ・財産目録
③納税証明書(直近のもの)	2部	・法人事業税の納税証明書 ・納税証明書その1(法人税) ・納税証明書その1(消費税及び地方消費税)

④個人情報保護措置関係書類	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク又はISO27001取得を証明する書類の写し（直近のもの） ・上記資格を有しない場合には、資格を取得していない理由書及び保護措置を講じていることがわかる内規等関係書類
⑤事業者概要	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経歴 ・法人の概要（パンフレット可） ・受託実績のわかる資料

(4) 提出先 14に記載する「提出先・問合せ先」

6 参加資格確認結果の通知

応募者のうち、参加資格の要件を満たす者には、参加資格確認結果通知及び企画提案書の提出要請を9月28日（火）に電子メールにて通知します。

7 提案に関する質問の受付及び回答

参加意向申出書の提出を行った後の本募集に係る質問は、電子メールにて受け付けます。電話等による個別の質問には応じません。

- (1) 提出期限 令和3年9月30日（木）午後5時（時間厳守）
- (2) 提出書類 質問書 *所定の様式（ダウンロードしてください）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 14に記載する「提出先・問合せ先」
- (5) 最終回答日 令和3年10月7日（木）
- (6) 回答方法 全参加者に電子メールにて回答を送付

8 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、下記書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和3年10月11日（月）午前9時から
令和3年10月15日（金）午後5時まで 必着
（正午～午後1時を除く）
- (2) 提出方法 持参または郵送
※郵送での事故については責任を負いません。
- (3) 提出書類

提出書類	部数	記入内容及び注意事項
①企画提案書鑑	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・正本 *所定の様式（ダウンロードしてください）
②企画提案書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・正本 *表紙に会社名・法人名を記載

		*表紙を含め 20 ページ以内で作成 *A4 判縦サイズ、横書き、長辺とじ、両面印刷 *様式自由
	7 部	・ 副本 *表紙や文章に会社名・法人名の記載がないもの *表紙を含め 20 ページ以内で作成 *A4 判縦サイズ、横書き、長辺とじ、両面印刷 *様式自由
③見積書	1 部	*A4 判縦サイズ、横書き、様式自由 (令和 4 年度分)

(4) 提出先 14 に記載する「提出先・問合せ先」

(5) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案書作成にあたっては、次の事項について番号順に漏れなく記載すること。

- ①組織・人員体制
- ②支援内容
- ③業務遂行能力
- ④個人情報保護・危機管理

なお、新型コロナウイルス感染症対策についての具体的な提案、および豊島区ホームページ（「豊島区の社会福祉」等）などを参考に本区の現状と課題にあった具体的な提案を行うこと。

(6) 見積書作成上の基本事項

事業実効性を考慮し、明細を細かく記載すること。

(7) 審査書類等提出後の内容変更は、提出締切まで受け付けます。

(8) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

9 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

選定は、区が設置する「豊島区自立支援プログラムプロポーザル方式業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査を行い、提案書等の提出内容を評価基準に照らして順位づけし、最も適当と認める応募者を受託候補者として選定します。

(2) 審査方法

書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション（二次審査）の 2 段階で実施します。

区分	内容
①書類審査 (一次審査)	提出書類について評価基準に従って審査を行い、二次審査の対象となる応募者を選定します。結果については、電子メールで可否に関わらず通知します。なお、二次審査に参加できるのは 3 者程度とします。

②プレゼンテーション (二次審査)	一次審査を通過した応募者について、提案内容についてのプレゼンテーション審査を実施し、受託候補者を選定します。実施日時については11月16日午後を予定しています。
----------------------	--

○プレゼンテーションの基本事項は、以下のとおりです。

- ・企画提案書等の説明（20分程度）と質疑応答（30分程度）を実施します。
企画提案書以外に使用する資料がある場合は、7部準備をお願いします。
- ・パワーポイントの使用は可とします。
- ・出席者は総括責任者及びメイン担当者の中から3名以内とします。
- ・プレゼンテーションは当該委託業務を担当する者が行うこととします。

(3) 評価基準

以下の評価項目に基づき審査を行い、総合的に評価します。

① 書類審査（一次審査）の評価項目

主な評価項目	
(1) 業務委託概要書の要件に関する提案	
① 組織・人員体制	
② 支援内容	
③ 業務遂行能力	
④ 個人情報保護・危機管理	
(2) 業務実績・委託事業者としての適性	
(3) 見積金額	

② プレゼンテーション（二次審査）の評価項目

主な評価項目	
(1) 業務委託概要書の要件に関する提案	
① 組織・人員体制	
② 支援内容	
③ 業務遂行能力	
④ 個人情報保護・危機管理	
(2) 意欲・説得力	
(3) 見積金額	

10 候補者の特定等及び結果の公表

- (1) 委員会において、一定の水準を満たした者の中で一位として決定した者を受託候補者として特定します。
- (2) 評価が同点となった場合は、同位のものについて再審査を行います。
- (3) 審査の結果については11月下旬頃、当事者の結果のみを通知します。
- (4) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとします。

11 非選定理由に関する事項

- (1) 審査において選定されなかった者は、結果についての書面が所管部長から通知された日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、所管部長に対して苦情を申し立てることができます。
- (2) 所管部長は上記（1）に基づき苦情を申し立てられたときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により回答します。
- (3) 提出先 14に記載する「提出先・問合せ先」

12 契約の締結等

- (1) 本業務委託契約は、委員会において受託候補者として特定した者と締結します。
- (2) 受託候補者が辞退または特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、「10候補者の特定等及び結果の公表」で順位付けをした順に契約交渉をします。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- (3) 契約を締結した事業者は、適切に本事業が履行された場合は、最高3年間（更新2回）の随意契約ができることとします。なお、契約内容については年度ごとに協議します。

13 その他

- (1) 前述提出書類の他、区が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- (2) 支援内容については別紙概要書の通りですが、概要書にないものでもプレゼンテーションにて提案され、支援上有効と判断できる場合は、協議の上仕様書に反映することがあります。
- (3) 提出された書類に虚偽及び不正があった場合は失格とします。
- (4) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とします。
- (5) 区は、提出書類について、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (6) 提出された応募書類は、返却しません。

14 提出先・問合せ先

豊島区保健福祉部生活福祉課自立支援グループ

〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 東池袋分庁舎

電話：03-3981-3412（直通）

E-Mail：A0016305@city.toshima.lg.jp